

浦添市スポーツ推進委員選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市スポーツ推進委員に関する規則（令和3年3月23日規則第18号、以下「規則」という。）第9条に基づき、浦添市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 委員は、原則として次の各号に該当する者から選考する。

- (1) 浦添市内に住民登録を有する者
- (2) 居住地域の自治会に加入している者又は委嘱を受けるまでに加入予定の者
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導力のある者
- (4) 社会的に信望があり、協調的精神に富み、自ら積極的に活動を推進する者
- (5) 規則第3条に規定する職務の遂行が可能な者
- (6) 自己の資質向上のため、研修会及び講習会等に積極的に参加できる者
- (7) 地域や競技団体、サークル等の活動に積極的に参画し、地域における市民スポーツの普及及び推進に実績をあげている者
- (8) 社会教育関係団体又はたこ市民大学等で学習し、積極的姿勢で関わりのある者
- (9) 新しく委員として選考する場合は、満18歳以上であること。
- (10) その他、市長が適当と認める者

(選考の構成等)

第3条 委員の選考人数は、規則第4条に定める範囲内とする。

- 2 委員は、自治会や学校区等の日常生活圏域の地域と密着した範囲を分担地域とし持ち、選考にあたっては、特定の分担地域に偏在しないように努めるものとする。
- 3 委員選考の際は、女性委員を確保するよう努めるものとする。

(選考の方法)

第4条 委員選考は、公募及び自治会長等からの推薦により、募られた候補者を審査し決定するものとする。

- 2 公募にあたっては広報うらそえ、浦添市ホームページへの掲載、事務連絡員会議の活用及びその他、人材確保に適当な方法で告知等を行うものとする。
- 3 自治会長等は、第2条の基準に基づき、「浦添市スポーツ推進委員候補者推薦書」（様式1）を、文化スポーツ振興課に意見を付けて内申するものとする。
- 4 委嘱期間終了予定者で、「浦添市スポーツ推進委員継続の意思確認」（様式2-1）により、引き続き委員継続を希望する意思表示があった者は、継続候補者として選考を行う。
- 5 委嘱期間に委員が不足している場合又は期間途中で解職等により欠員が生じた場合は、随時候補者を受け付け、選考できるものとする。
- 6 文化スポーツ振興課は、候補者が発生した場合、選考委員会を発足し、面接等の審査のうえ、委員を選考する。
- 7 選考審査の資料として候補者から「履歴書」（様式3）を提出させるとものとする。選考にもれた時又は辞退した場合は、当該履歴書は候補者へ返還するものとする。

(定年)

第5条 委員は、年齢70歳に達したときは、その任期の満了日をもって退任とする。

ただし、浦添市スポーツ推進委員協議会からの推薦があり、かつ市長が必要であると認めるときは、当該委員を再任することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

(様式1)

年 月 日

浦添市長 殿

団 体 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

浦添市スポーツ推進委員候補者について（推薦）

みだしのことについて、浦添市スポーツ推進委員選考要綱第4条に基づき、下記の者を浦添市スポーツ推進委員の候補として、ふさわしい人物として推薦します。

記

住 所：浦添市
氏 名：
生年月日：
申請時点
の満年齢：
電話番号：
推薦理由：

【参考】浦添市スポーツ推進委員選定基本条件

- (1) 浦添市内に住民登録を有する者
- (2) 居住地域の自治会に加入している者又は委嘱を受けるまでに加入予定の者
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導力のある者
- (4) 社会的に信望があり、協調的精神に富み、自ら積極的に活動を推進する者
- (5) 規則第3条に規定する職務の遂行が可能な者
- (6) 自己の資質向上のため、研修会及び講習会等に積極的に参加できる者
- (7) 地域や競技団体、サークル等の活動に積極的に参画し、地域における市民スポーツの普及及び推進に実績をあげている者
- (8) 社会教育関係団体又はたこ市民大学等で学習し、積極的姿勢で関わりのある者
- (9) 新委員として選考する場合は、満18歳以上の者であること。

令和 年 月 日

浦添市スポーツ推進委員

氏名： 様

浦添市長 松本 哲治

浦添市スポーツ推進委員委嘱期間満了に伴う継続意思確認書の提出について（依頼）

貴殿におかれましては、市のスポーツ推進事業へご尽力いただき感謝を申し上げます。

さて、スポーツ推進委員としての委嘱期間（令和 年 月 日まで）が終了するにあたり、引き続き次期（令和 年 月 日から令和 年 月 日）にむけての意向を確認したく、下記のとおり継続意思確認書の提出をお願いします。

1. 提出書類 継続意思確認書（様式2-2）

2. 提出期限 年 月 日（ ）

浦添市長 殿

氏 名 :

浦添市スポーツ推進委員継続意思確認書

設問 1 次期のスポーツ推進委員として継続意思について教えてください。(希望する・希望しない)
※継続を「希望する。」場合は設問 2 へお進みください。

設問 2 あなたは現在、浦添市内に住民登録がありますか。(はい・いいえ)

設問 3 あなたは、お住まいの地域で自治会に加入していますか。(はい・いいえ)
いいえと回答された方にお尋ねします。加入していない理由、又は加入予定の有無を記載してください。
(理由等：)

設問 4 次期スポーツ推進委員として、引き続き委嘱された場合、是非実現したいことを教えてください。
【あなたが実現したいことに関して、箇条書きなど、記載方法は問いません。】

【参考】浦添市スポーツ推進委員規則

第 3 条 委員は、市民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行なう。

- (1) 市民の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行なうこと。
- (2) 市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 市民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツ推進のための指導助言を行なうこと。

第 8 条 委員は、その職責を遂行するために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第 32 条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

(様式3)

年 月 日作成

ふりかな 氏 名		生年月日	昭和・平成	写 真
現 住 所	〒901-21			
"連絡携 帯電話"		"その他 連絡先"		
Eメール	@	携 帯 電 話 Eメール	@	

年 月 日	職 歴 (現在職歴または最終職歴のみ記載)
	表 彰 歴 (体育指導委員またはスポーツ推進委員関連)
	資 格 ・ 免 許
	ス ポー ツ 推 進 委 員 (体 育 指 導 委 員) 役 職 経 歴 (市、 県 関 係)
	ス ポー ツ 関 係 役 員 経 歴
	専 門 ス ポー ツ (分 野)
	ス ポー ツ 推 進 委 員 に な っ た 場 合 実 現 し た い こ と

※提出された個人情報、業務の目的以外に利用しません。